

秘

外事警察執務要覽

内務省警保局

国立公文書館	
分類	(17) (秘)
配架番号	3A
	15
	28-3

別記第八號様式

第 號		退 去 命 令 書	
居 住 所	氏 名		
國 籍	職 業	年 齡	姓
内務省令第六號「外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件」第十八條ニ依リ下記ノ條件ニ從ヒ帝國領土外ニ退去スベキコトヲ命ズ			
記			
(1) 退去期限 昭和 年 月 日			
(2) 通過スベキ經路			
(3) 退去スベキ港灣名			
昭和 年 月 日			
知 事			
<small>(1) 天災疫病其ノ他ノ事故ニ依リ上掲ノ條件ニ從フコト能ハザルトキハ退去ノ期ヲ延シ得ルニ付但シ其ノ延シタル期間ハ退去ノ期ヨリ算スルコトヲ得ルニ付但シ其ノ延シタル期間ハ退去ノ期ヨリ算スルコトヲ得ズ</small> <small>(2) 本令中「退去」ニシテハ退去ノ期ヨリ算スルコトヲ得ルニ付但シ其ノ延シタル期間ハ退去ノ期ヨリ算スルコトヲ得ズ</small> <small>(3) 退去スベキ港灣ニ至ラザルトキハ本令中「退去」ノ所稱港灣ニ出スルコトヲ得ズ</small>			

日本標準現行B5

### 第二編 外國人(主トシテ支那人滿洲國人)ノ居住及勞働關係

(例規集第二類第四款三五六頁ニ該當スルモノ)

#### 第一章 關係法令

一 條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業ニ關スル件  
勅 令 (明治三十二年七月二十八日) 勅令第三五二號

第一條 外國人ハ條約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル者ト雖從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住移轉營業共ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得但シ勞働者ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非レバ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ  
勞働者ノ種類及本令施行ニ關スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第二條 前條第一項但書ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
附 則

第三條 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第四條 明治二十七年勅令第三百三十七號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

二 條約若ハ履行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル外國人ノ居住及營業ニ關スル件施行細則

內務省令(明治三十二年七月二十八日)  
(省令第四二號)

第一條 明治三十二年勅令第三百五十二號第一條ノ行政官廳ハ廳府縣長官トス

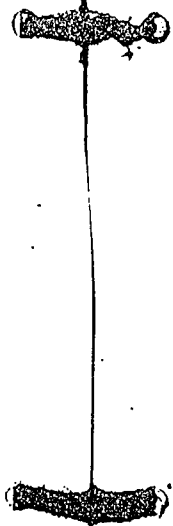
第二條 明治三十二年勅令第三百五十二號第一條ノ勞働者ハ農業、漁業、鑛業、土木建築、製造、運搬、挽車、仲仕業其ノ他雜役ニ關スル勞働ニ從事スル者ヲ云フ但シ家事ニ使用セラレ又ハ炊爨若ハ給仕ニ從事スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 勞働者ニ與ヘラレタル許可ハ廳府縣長官ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

三 從業ヲ許可スベカラサル勞働並稟伺ノ上許可決スベキ勞働ノ種類指定

內務大臣訓令(明治三十二年七月二十八日)  
(第七二八號各廳府縣長官規程)

今般勅令第三百五十二號ヲ以テ清國臣民、無條約外國人、無國籍外國人ノ居住營業等ニ關スル件制定相成猶內務省令第四十二號ヲ以テ其ノ施行細則相定候處右ハ主トシテ清國勞働者ヲ取締ルノ主旨ニ有之即チ彼等ハ風俗ヲ紊スノ虞有之候ノミナラズ帝國勞働者ト業務上競争ノ結果軋轢ヲ生ジ產業社會ニ紛擾ヲ來スハ勿論施テ公安秩序ヲ害スルニ至リ可申候ニ付省令第二條ニ該當スル勞働者ハ雜役ニ從事スル者ヲ除クノ外總テ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ其ノ業務ヲ行フコトヲ許可スベカラ



ズ又雜役ニ從事スル者ハ當分ノ内々々本大臣ノ指揮ヲ待テ許可スベシ而シテ無條約外國人及無籍外國人ノ從來ノ經驗ニ因ルニ之ガ制限ヲ嚴ニセザルモ取締上差支無之候ニ付勅令第一條ニ依リ許可ヲ願出ヅル者アルニ於テハ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アル者又ハ居住後自活ノ途ナキ者ニ非ザレバ總テ許可セラルベシ

右訓令ス

四 地方長官限リ許可スベキ雜役勞働指定

內務大臣訓令(大正元年十一月十六日)  
(訓第一九二號)

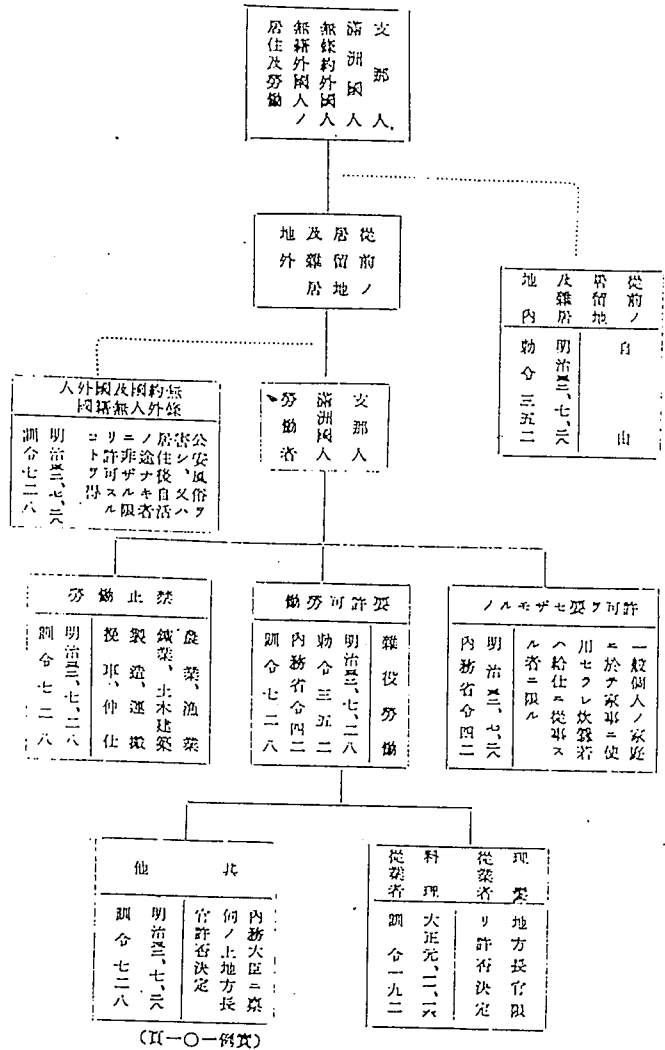
支那人ニシテ帝國内ニ居住シ雜役勞働ニ從事スル者ニ對シテハ明治三十二年七月訓令ニ依リ出願ノ時々本大臣ニ稟請ノ上處理相成居候處自今左記ノ者ニ限リ稟請ヲ要セズ直ニ許可方取計フベシ

右訓令ス

- 一、理髮從業者
- 一、料理從業者

X X X X X X

彼上法令ノ要旨ヲ表示スレバ左ノ如シ



### 第二章 支那人労働許否ニ關スル實例及例規

- (イ) 從來労働者ノ範圍ニ屬セズト認メタル業務左ノ如シ
- (1) 音 樂 手 (例規集三七二頁)
  - (2) 産婆・鍼術・灸術 (同 三七二頁)
  - (3) 漁船船長 (漁獲業務ニ從事セザルモノ) (同三七六頁)
  - (4) 藝妓及藝妓見習 (但明治三十四年四月二十七日內務省秘甲第八一號通牒ノ趣旨ニ依リ禁止スベキモノ)
- (ロ) 從來禁止労働又ハ雜役労働中許可スベカラザルモノト認メタル業務左ノ如シ
- (1) 農業手傳人 (例規集三八〇頁)
  - (2) 藤細工職 (同三八二頁)
  - (3) 刷子製造職 (同三八三頁)
  - (4) 自動車運轉手 (同三六九頁)
  - (5) 船舶小揚仲仕 (大正十二年十月十三日內務省秘第三〇號警視總監宛)

- (6) 埋立人夫 (右 同)
- (7) 建築手傳人夫 (右 同)
- (8) 荷車挽人夫 (右 同)
- (9) 塵芥運搬人夫 (右 同)
- (10) 自動車車掌 (例規集三七〇頁)
- (11) 下駄製造職 (同 三八六頁)
- (12) ビアノ製造職 (同 三八九頁)
- (13) 洋服裁縫職 (大正十四年十月十三日內務省丘警第二一號福岡縣知事宛)
- (14) 麻雀牌製造職 (例規集四〇一頁)
- (15) 外國船乗組沖仲仕(本邦ニ上陸セザルモノ) (同 三七八頁)
- (16) 沖賣従業者 (同 三七九頁)
- (17) 鋸止職 (同 三八四頁)
- (18) 燒跡片付人夫 (大正十二年十月十三日內務省秘第三〇號警視總監宛)
- (19) 溝渠浚深人夫 (右 同)
- (20) 湯屋風呂呂焚人 (例規集三八七頁)

- (21) 製糸工場火夫助手(同 三九〇頁)
  - (22) 集金係ヲ兼ネタル家事手傳人 (同 三九一頁)
  - (23) 出前持 (同 三七二頁、三九三頁)
  - (24) 製靴業 (同 三九四頁)
  - (25) ベンキ塗職 (同 三九六頁)
  - (26) 看護婦、按摩術、マッサージ術 (同 三七二頁)
  - (27) 毛皮加工職 (同 三九八頁)
  - (28) 一般個人ノ家庭ニ非ザル商店等(例之料理店ノ給仕)(同三七四頁)
  - (29) 豚肉腸詰加工 (昭和八年二月十九日內務省媛警第一號愛媛縣知事宛)
  - (30) 養雞業 (昭和七年十月五日警保局外發甲第二二四號各廳府縣長官宛)
- (ハ) 會テ雜役勞働トシテ許可シタル業務左ノ如シ
- (1) 理髮従業者 (例規集三五八頁)
  - (2) 料理従業者 (右 同)
  - (3) 菓子製造職 (大正十二年十月一日警保局外發乙第三號熊本縣知事宛)
  - (4) 表具師 (大正十三年四月九日內務省秘第四一六號警視總監宛)

- (5) 麵粉製造職 (大正十三年四月十日內務省秘第四三七號警視總監宛)
  - (6) 豚飼育人夫 (大正十三年七月三十一日內務省秘第六八三號福岡縣知事宛)
  - (7) 支那豆麵製造職 (大正十四年十一月十九日內務省山警第三二號山口縣知事宛)
  - (8) 酒配達、賣却金取立(大正十四年十二月二日內務省高秘第三三一號佐賀縣知事宛)
  - (9) 室内彫刻並裝飾 (大正十五年五月十三日內務省視警第三八號警視總監宛)
  - (10) 飯頭製造職 (昭和二年七月二十九日內務省佐警第四號佐賀縣知事宛)
  - (11) 支那蕎麥製造販賣(昭和四年十二月二十四日內務省北警第二〇號北海道廳長官宛)
  - (12) 支那料理營業者ノ料理製造従事(例規集三六八頁)
- (二) 禁止勞働ニ該當スルモノ本邦產業ノ發達ニ寄與スル點アリ又ハ本邦人經營ニ係ル在支工場ニ使用スル技術者養成ノタメ必要ト認メ特ニ許可セラレタル業務左ノ如シ
- (1) 瓦製造職 (大正十一年十月三日內務省秘第九五七號千葉縣知事宛)
  - (2) 紡績操業見習 (大正十二年十月十三日內務省秘第二七號大阪府知事宛)
  - (3) 紡績機要品製造見習(大正十二年十二月二十六日內務省阪警第二二號大阪府知事宛)
  - (4) 硝子板切作業見習(大正十四年十月一日內務省丘警第三〇號福岡縣知事宛)
  - (5) セメント製造見習(大正十四年十月一日內務省山警第三九號山口縣知事宛)
  - (6) 亞麻製線見習 (大正十五年一月十六日內務省北警第一號北海道廳長官宛)
  - (7) 高粱酒釀造並高粱耕作 (昭和二年九月七日內務省福警第四號福岡縣知事宛)
  - (8) 緞通製造職 (昭和九年二月六日內務省兵警第七號兵庫縣知事宛)
  - (9) 地下足袋製造見習(昭和九年六月二十日內務省丘警第一三號福岡縣知事宛)
  - (10) 絨氈製造職 (昭和十年五月十六日內務省形警第四號山形縣知事宛)

### 第三編 報告關係

一、月報

可然取扱フコト

2 旅行許可

- A 同盟國（獨逸、伊太利、洪牙利、羅馬尼、滿洲國、中華民國及泰國ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ外交官（外交官身分證盟票ヲ有スル者以下之ニ同ジ）ニ對シテハ臨時措置令第九條ヲ局地的ニ適用シ左ノ地域ノ旅行ニ關シテハ許可ヲ要セザルコトトス（本省取扱）  
關東地方各府縣及長野縣、山梨縣、靜岡縣、（アルゼンチン國外交官モ同様ニ取扱フコト）
- B 外交官以外ノ一般同盟國人ノ旅行ニ就テハ正規ノ手續ニ依ラシムルモ容疑ノ點ナキ限り之ヲ許可スルコトトシ努メテ便宜ヲ與フルコトトス（日系外國人及アルゼンチン國人モ同様ニ取扱フコト）
- C 外交官以外ノ一般同盟國人ニ對シテハ東京市橫濱市間及大阪市神戸市間ノ往復旅行ニ限り申出アル者ニ對シ外國人ノ旅行等ニ關スル臨時措置令第六條第一項ノ要件ヲ具備セザル場合ト雖モ特ニ經路ヲ指定セザル定期旅行許可證ヲ發給シ其ノ旅行ニ便宜ヲ與フルコト
- D 中立國ノ外交官ニ對シテハ東京橫濱間ノ往復旅行ニ限り申出アル者ニ對シ特ニ定期旅證ヲ發給シ其ノ旅行ニ便宜ヲ與フルコトトス（本省取扱）

## 第五編 邦人渡航關係

### 第一章 滿洲國特別地區旅行ニ關スル事項

#### (一) 滿洲國特別地區旅行證明規則 （昭和十六年四月十五日內務省令第十號）

- 第一條 滿洲國內ニシテ別表ノ定ムル地域（以下單ニ滿洲國特別地區ト稱ス）ニ旅行セントスル者ハ旅行證明書ノ下付ヲ受クベシ但シ汽車又ハ航空機ニ依リ單ニ滿洲國特別地區内ヲ通過スル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 旅行證明書ノ下付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依ル願書二通ニ寫眞二葉ヲ添附シ住所所轄警察署長ニ願出ツベシ
- 第二條 業務共ノ他特別ノ事由ニ因リ常時滿洲國特別地區内ニ出入スル必要アル者ハ前條第二項ノ手續ニ準ジ定期旅行證明書ノ下付ヲ受クベシ
- 第三條 團體ヲ引率シ滿洲國特別地區内ヲ旅行セントスル者ハ第一條第二項ノ手續ニ準ジ團體旅行證明書ノ下付ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テハ第二號様式ニ依ル名簿二通ヲ提出スベシ

第四條 旅行證明書、定期旅行證明書又ハ團體旅行證明書（以下單ニ證明書ト稱ス）ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ遲滞ナク住所地所轄又ハ最寄警察署長ニ届出ツベシ

前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ證明書ノ再下付ヲ受クルコトヲ得

第五條 前四條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル證明書不要トナリ又ハ有効期間ヲ經過シタルトキハ遲滞ナク之ヲ住所地所轄警察署長ニ返納スベシ

第六條 本令ハ左ノ各號ニ掲グル者ニ之ヲ適用セズ

- 一 軍人軍屬其ノ他官公吏ニシテ正規ノ服裝ヲ爲シ又ハ所屬長ノ發給スル身分證明書ヲ携帯スル者
- 二 二十四歳未滿ノ者

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 詐欺ノ方法ヲ以テ證明書ノ下付ヲ受ケタル者
- 二 他人名義ノ證明書ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメ其ノ他不正ノ目的ヲ以テ證明書ヲ授受シタル者

附 則

本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

間 島 省	珥春縣
牡 丹 江 省	東寧縣、穆稜縣、綏陽縣
東 安 省	密山縣、虎林縣、饒河縣、寶清縣大和村
三 江 省	羅北縣、綏濱縣、同江縣、撫遠縣、富錦縣、鶴立縣（但鶴立砂河以南ヲ除ク）
北 安 省	北安縣（但訥謨爾河以南ヲ除ク）
黑 河 省	全部
興 安 北 省	全部
興 安 東 省	布特哈旗、火燎溝、綽爾河流域地方附近、喜札嘎爾旗



第一號樣式

第 一 號

滿洲國特別地區旅行（定期旅行又ハ團體旅行）證明願

寫真貼付欄

寫真ハ六月以內ニ  
撮影シタル正面脱  
帽半身像A5X6CM型

氏 名（本人又ハ團體引率者）  
生 年 月 日  
性 別

一 本 籍 地  
一 現 住 所  
一 戶 主 ト ノ 續 柄  
一 職 業  
一 旅行ノ目的（定期旅行ノ事由）  
一 旅行經路及行先地  
一 旅行期間 自 年 月 日 至 年 月 日  
右之通旅行（定期旅行又ハ團體旅行）致度ニ付御證明相成度寫真添附此段願出候也

年 月 日

警 察 署 長 殿

右 氏 名 圖

第二號樣式

滿洲國特別地區旅行團體員名簿

引 率 者 氏 名

番號	本 籍 地	現 住 所	職 業	氏 名	年 齡	摘 要

備考 工事等ノ爲渡滿セントスル勞働者ノ場合ハ摘要欄ニ被募集地ヲ記入スルコト

(二) 滿洲國特別地區旅行證明規則取扱方依命通牒（昭和十六年四月十五日）  
（内務省發令第二七號）

今般別紙制定理由ニ依リ滿洲國特別地區旅行證明規則公布セラレ來ル五月一日ヨリ實施相成候ニ付一

般ニ周知方御措置相成ト共ニ其ノ取扱ハ概ネ左記各項ニ準據シ遺憾ナキヲ期セラレ度  
此段依命及通牒候也

右省令ノ施行ニヨリ昭和十二年九月一日警保局外發甲第九四號「滿洲國特殊地帯旅行者ノ證明ニ關ス  
ル件」ハ之ヲ廢ス

記

- 一、規則第一條乃至第三條ノ規定ニ依ル旅行證明願ヲ受理シタルトキハ出願者ノ身許、性行、經歷、  
旅行目的ヲ調査シ支障ナシト認メラルル者ニ限り旅行證明ヲ爲スコト
- 二、旅行證明ハ願書及寫眞（團體旅行證明ノ場合ハ寫眞及團員名簿）ニ契印シ願書一通ノ末尾ニ「右  
旅行（定期旅行又ハ團體旅行）ヲ證明ス」ト與書ノ上證明年月日及證明書ノ官職氏名ヲ記載捺印  
シ之ヲ出願人ニ交付シ他ノ一通ハ臺帳トシテ編綴シ三年間保存スルコト
- 三、規則第一條及第三條ニ依ル證明書ノ旅行期間ハ特別ノ事情ナキ限り三月以内トスルコト
- 四、規則第二條ニ依ル定期旅行證明書ノ下付ハ本人ノ業務上其ノ他特別ノ事由ニ依リ眞ニ已ムヲ得ズ  
ト認ムル者ニ限り其ノ濫用ヲ防止スルコト
- 五、規則第三條ニ依ル證明願ヲ受理シタルトキハ被引率者ニ對シテハ第一條ニ依ル手續ヲ免除シ引率  
者ニ對シ團體旅行證明ヲ與フルコト

團體旅行證明ハ概ネ三十名以上ノ團體ニ限り之ヲ與フルコト

- 六、規則第四條第二項ニ依リ證明書ノ再下付ヲ爲スニ當リテハ願書一通（寫眞又ハ團員名簿添附）ヲ  
提出セシメ之ヲ第二ニ依リ保存中ノ願書ニ對照シ又ハ彙ニ下付シタル警察署長ニ照會ノ上其ノ内  
容相違ナキトキニ限り第二ニ準ジ與書證明ヲ爲シ其ノ末尾適宜ノ個所ニ「再下付」ト附記スルコ  
ト

最寄警察署長再下付ヲ爲シタルトキハ此ノ旨住所地所轄警察署長ニ通報スルコト

- 七、住所地所轄警察署長再下付ヲ爲シ又ハ再下付ノ通報ヲ受ケタルトキハ臺帳ニ再下付年月日署長名  
等記入スルコト

- 八、規則第五條ニ依リ證明書ノ返納ヲ受ケタルトキハ第二ニ依リ保管中ノ臺帳ニ「返納済」ナル文字  
及受理年月日ヲ記入シ返納セラレタル證明書ハ「無効」ナル印ヲ押捺シ適宜處理スルコト

滿洲國內旅行中證明書ヲ亡失又ハ毀損シタル旨届出アリタルトキハ右ニ準ジ此ノ旨臺帳ニ記入ス  
ルコト

- 九、證明書下付ニ當リ旅行者ニ對シ左ノ各號及其ノ他旅行上必要ナル事項ニ付注意ヲ與フルコト

- (1) 證明書ハ旅行上絕對必要ナルニ付亡失毀損セザル様取扱ニ注意シ旅行中常時之ヲ携帯スルコト
- (2) 證明書ヲ所持スル者ト雖モ現地ノ國防上又ハ治安維持上必要アルトキハ滿洲國官憲ニ依リ旅行

- ヲ制限セララルルコトアルベキヲ以テ同國官憲ノ指示ヲ遵守スルコト
- (3) 滿洲國內旅行中已ムラ得ザル事由ニ依リ旅行期間、經路、行先地等ヲ變更セントスルトキハ最寄滿洲國警察官署ニ届出ヅルコト
  - (4) 滿洲國內旅行中證明書ヲ亡失シタルトキハ滿洲國軍機保護法施行規則ニ依リ最寄滿洲國警察官署長ニ届出ヅルト共ニ住所地所轄警察署長ニ届出ヅルコト
  - (5) 團體旅行證明書ノ下付ヲ受ケタル團體ノ引率者死亡疾病其ノ他已ムラ得ザル事由ニ依リ旅行不能トナリタルトキハ被引率者ハ新ニ引率者ヲ定メ第三條ニ依リ證明ヲ受ケ又ハ各自第一條ニ依リ新ニ旅行證明ヲ受クルコト
  - 被引率者中前記事由ニ因リ旅行不能トナリタルトキハ引率者ハ遲滞ナク證明ヲ受ケタル警察署長(出發後ナルトキハ最寄警察署長)ニ届出デ團員名簿ノ訂正ヲ受クルコト
  - (6) 滿洲國內旅行中前號ノ事故發生シタルトキハ最寄滿洲國警察官署ニ届出ヅルコト
  - (7) 旅行中特別ノ事情ニ因リ行先地ニ居住セントスルトキハ該地警察署長ニ其旨届出デ居住ニ正規ノ手續ヲ履行スルコト

一〇、外國人ニ對シテハ已ムラ得ザル場合ノ外證明ヲ與ヘザルコト

一一、證明書發給狀況ヲ別紙様式ニ依リ毎年未現在ニ於テ調査シ翌年一月二十日迄ニ本省ニ報告スル

ロ

一二、旅行證明ニ關シテハ手数料ヲ徵收セザルコト

別紙様式

滿洲國特別地區旅行證明書發給調

昭和 年度

備考	與安東省		合 計	種別		内地	人	洋	人
	定期	普通		定期	團體				
一、種別稱へ兩稱別ニヨリ必要數附欄ノ上記入ノコト 二、行先地名ニシテハハ主要目的地省ニ記入ノコト 三、團體稱ニハ團體數ヲ朱記ノコト									

一、旅行證明ニ關シテハ手数料ヲ徵收セザルコト  
 別紙様式

滿洲國特別地區旅行證明書發給調

備考	合計	興安東省			興安北省			黑河省			北安省			三江省			東安省			牡丹江省			開島省			先行省別		種別 別員數	昭和 年度			
		團體	定期	普通	團體	定期	普通	團體	定期	普通	團體	定期	普通	團體	定期	普通	團體	定期	普通	團體	定期	普通	團體	定期	普通	團體	定期			普通	男	女
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計					
一、種別別ニヨリ必要敷増補ノ上記入ノコト																																
二、先行省別ニ關シテハ必要敷増補ノ上記入ノコト																																
三、團體員數ニハ團體員數ヲ未記ノコト																																

(三) 移住者ニ關シ證明書發給方

警保局長通牒(昭和十六年六月十六日)參照  
警保局外發甲第四七號

移住者ニ對シテモ凡テ一應旅行者ト看做シ取扱方依命通牒左記三及九ノ(7)ニ依リ取扱フコト

右移住者ガ該地區到着後滿洲國國防治安上支障ナキ場合ニ於テハ滿洲國ニ於テ同國軍機保護法施行規則第二十一條所定ノ手續ヲ履行セシムルコトニ滿洲國側ト交渉濟

(四) 官公吏ノ身分證明書發給方

警保局長通牒(昭和十六年九月二日)參照  
警保局外發甲第七四號

滿洲國特別地區旅行證明規則第六條ニ依リ軍人軍屬其ノ他ノ官公吏ニ對シ發給セララルル身分證明書ノ様式ヲ別紙ノ通り一定シ又右同條制規ノ服裝ヲ爲ス者ノ中證明書ヲ要セザル官吏ノ範圍ヲ軍人軍屬及警察官吏ニ限定シ、且公吏ニ對シテハ監督官廳タル廳府縣長官ニ於テ發給スルコトトシテ取扱フコト

身分證明書

所屬

官職 氏名

生年月日

一 用 務

二 行 先 地

三 期 間

右公務ノ爲滿洲國特別地區内ニ出張スルモノナルコトヲ證明ス

年 月 日

所屬長官 氏 職名

### 第二章 渡支邦人暫定處理ニ關スル件

#### (一) 取扱方針

(昭和十五年五月七日閣議決定)

從來渡支者ニ對スル身分證明書ノ發給ニ關シテハ昭和十二年八月三十一日附米三機密合第三七七六號外務次官發各地方長官宛依命通牒「不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件」ニ依リ取扱ヒ主トシテ本人ノ素性、經歷、平素ノ行動等ニ徴シ渡支後不正行爲ヲ爲ス虞ナキヤ否ヤヲ考慮ノ上其ノ虞ナキ者ニ限リ右證明書ヲ發給シツツアリシ處該制度實施以來客年十二月末迄ニ於ケル本邦人渡支者ノ延人員ハ五十九萬人ニ達スル狀態ナリ一方現地ニ於ケル圓系通貨(聯銀券、軍票等)ノ膨脹著シク之ガ價值維持ノ必要上極力是等圓系通貨ノ氾濫ヲ防止スルノ措置ヲ講ズルハ喫緊ノ要務ナル處此種通貨ノ氾濫ヲ防止スル手段ニ關シテハ各方面ニ涉リ夫々ノ見地ヨリ詳細ニ檢討考慮ヲ要スベキコト勿論ナルモ上記ノ渡支者ニ於テモ夫々相當ノ邦貨ヲ携行シ現地ニ於テ圓系通貨ヲ放出スル次第ニテ其ノ額ハ一ケ年間概ネ一億圓ノ巨額ニ達スル實情ナルニモ鑑ミ此方面ヨリスル圓系通貨ノ膨脹ヲ防止スルコトモ亦極メテ緊要ナリ然ルニ是等個人又ハ團體ノ中ニハ其ノ渡支ノ目的理由等ニ徴シ必ズシモ上述ノ如キ現地ノ切迫シタル實情ヲ無視シテ迄渡支セシムルノ必要ナキ者多々有之モノト認メラルルノミナラズ觀察、慰問等ニ藉口スル不要不急ノ旅行客亦尠カラザル現狀ナルニ付テハ渡支身分證明書ノ發給ニ當リテハ獨リ

警察上ノ取締ニ止マラス現地ノ實情ト睨ミ合セ在支關係通貨放出制限ノ見地ヨリ不必要ト認メラルル邦人ノ渡支ハ極力制限スルコト適切緊要ナリ

仍テ今後ハ從來ニ於ケル不良分子ノ取締ノ外概ネ別紙ノ取扱方針ヲモ併セ實施シ不要不急ノ目的ニ出ヅル支那渡航ヲ禁止シ以テ國策ノ緊急性ニ即應スルコトト致度別紙取扱方針

一般ニ視察ヲ目的トスル支那渡航ハ當分ノ間之ヲ禁止スルコトシ其ノ他特ニ支那渡航ヲ要スルモノニ對シテハ左記ニ該當スル場合ニ限り所轄警察署長ニ於テ身分證明書ヲ發給シ渡航セシムルモノトス  
外地ニ於テモ本方針ニ準ジ措置スルモノトス本方針ハ支那現地ノ事態ノ許スニ到リタルトキハ速ニ之ヲ緩和スルモノトス

記

- 一、慰問(演劇又ハ演藝ニ依ル慰問ヲ含ム)ノ爲渡支セントスル者(團體ヲ含ム)ニ就テハ豫メ陸海軍省ノ承認ヲ得タルモノ
- 二、家事用務ノ爲一時渡支セントスル者ニ就テハ在支關係者ノ所轄領事館警察署ノ證明ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ

三、番取引ノ爲一時旅行セントスル者ニ就テハ在支關係會社商店又ハ取引先ノ所轄領事館警察署ノ證明ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ

四、定住又ハ現地勤務ノ爲渡支セントスル者ニ就テハ行先地所轄領事館警察署ノ證明ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ又ハ在支陸海軍ノ發給シタル軍屬タルノ身分證明書(呼寄證明書ヲ含ム)ヲ有スルモノ

五、其ノ他ノ者ニシテ眞ニ已ムヲ得ザル事情アリト認メラルモノ

(二) 取扱要領

一、日本内地及外地ヨリ視察ヲ目的トスルモノニ非ズシテ特ニ支那渡航ヲ要スル一般邦人(朝鮮人、臺灣籍民ヲ含ム)ニ對シテハ左記ニ該當スル場合ニ限り居住地所轄警察署長ニ於テ第一號様式ノ渡支身分證明書ヲ發給ス

滿洲國在留者一時本邦ニ歸國シ支那ヲ經由歸滿セントスルトキ亦同ジ

(イ) 慰問ノ爲渡支セントスル者ハ陸軍關係ニ在リテハ聯隊區司令部又ハ師團司令部(經理部)ヲ經由シ陸軍省恤兵部海軍關係ニ在リテハ鎮守府、要港部又ハ地方海軍人事部ヲ經由シ海軍省軍務局第四課ニ各出願シ其ノ承認ヲ受ケ第二號様式ニ依ル證明書ヲ下附セラレタル者

- (ロ) 近親者ノ葬儀及養護看護等眞ニ已ムヲ得ザル場合及本邦在學中ノ支那在住者ノ子女暑中休暇ヲ利用シ親許ニ赴ク者等家事用務ノ爲一時渡支セントスル者ニシテ在支關係者ノ所轄領事館警察署發給ニ係ル第三號様式ニ依ル證明書ヲ所持スル者夫又ハ親許ニ一時渡支セントスル者ハ緊急ノ場合ノ外之ヲ認メザルモノトス
- (ハ) 在支關係會社商店又ハ取引先トノ間ニ現實ニ商行爲存在シ又ハ具體的ナル商業進出者ニシテ渡支セザレバ眞ニ處理シ難キ事情アル商取引ノ場合ニ於テ在支所轄領事館警察署發給ノ證明書ヲ所持スル者
- 但シ渡支後數領事館管轄地域ニ互リ旅行セントスル者ハ其ノ一領事館警察署發給ノ證明書ヲ所持スルヲ以テ足ル
- (ニ) 半永久的ニ支那ニ居住シ具體的計畫ト所要ノ準備トヲ以テ一般實務ニ從事又ハ在支商社ニ勤務スル者及其ノ家族(内縁關係ニアル配偶者、家事使用人ヲ含ム)ニシテ行先地所轄領事館警察署發給ノ證明書ヲ所持スル者
- (ホ) 現地軍ノ採用ニ係ル軍屬又ハ雇傭人ニシテ陸軍ニ在リテハ在支派遣高等司令部、憲兵隊及特務機關海軍ニ在リテハ艦隊司令部、在勤武官、根據地隊司令部及特務部發給ニ係ル身分證明書ヲ所持スル者又ハ渡支後以上各軍關係ニ採用セラルル見込ノ者ニシテ當該軍發給ノ呼寄證明書ヲ所持スル者

スル者

- (イ) 現地軍ニ配屬セラルル軍屬又ハ軍雇傭人ニシテ陸海軍省ニ於テ採用セラレ陸軍省ニ在リテハ第四號様式、海軍省ニ在リテハ第五號様式ニ依ル證明書ヲ發給セラレタル者
- (ロ) 現地勤務ノ軍屬又ハ軍雇傭人ノ家族呼寄ニヨリ渡支セントスル者ニシテ所屬部隊長發給ノ家族呼寄許可書ヲ所持スル者
- (ハ) 從軍僧、從軍神官、從軍記者、從軍畫家等ノ從軍者ニシテ陸海軍省ノ發給スル從軍免許證ヲ所持スル者
- (ニ) 家族ノ死亡、急病其ノ他之ニ準ズベキ要急ノ際ニシテ所轄領事館警察署發給ノ證明書ノ下附ヲ受クル暇ナク眞ニ已ムヲ得ザル者
- (ホ) 政治、經濟、文化的見地ヨリ事變處理ニ直接且積極的ニ關係アル者ニ就キ與亞院又ハ外務省ニ於テ關係官廳ト協議ノ上承認セラレ與亞院ヨリハ第六號様式、外務省ヨリハ第七號様式ニ依ル證明書ノ發給ヲ受ケタル者
- (ロ) 一時歸國中ノ在支那人又ハ新規渡支者ニ與ヘラレタル在支帝國領事館發給ノ證明書ニ其ノ同伴者トシテ明記セラレタル者
- 但シ婚姻ノ爲一時歸國シタル者ノ身分證明書ニ「婚姻ノ爲歸國スル」ノ旨記載アリタルトキハ



配偶者ノ氏名、年齢等ノ明記アルヲ要セズ

(イ) 本邦ニ於テ婦女(藝妓、酌婦、女給等) 雇入ノ爲一時歸國シタル在支接客營業者ニ對シ與ヘラレタル在支帝國領事館警察署發給ノ證明書ニ雇入員數ヲ明記セル場合其ノ員數ニ相當スル被僱婦女

二、勞務調整令ニ依ル雇入就職制限ノ適用ヲ受クル者ニシテ雇傭セラレテ渡支セントスル者ニ對シ渡支身分證明書ヲ發給セントスル場合前項ノ證明書ノ他ニ其ノ被僱者又ハ雇傭主ニ與ヘラレタル第八號様式ニ依ル國民職業指導所長發給ノ證明書ヲ必要トス

三、左記各號ニ該當スル渡支者ニ對シテハ警察署長渡支身分證明書ノ發給ヲ要セズ

(イ) 公務ノ爲派遣セララルル官吏(日系招聘官吏ヲ含ム) 其ノ他ノ者及現地赴任ノ官吏ノ家族使用人ニシテ永住ノ目的ヲ以テ官吏ノ任地ニ赴ク場合派遣官廳(官吏ニ對シテハ廳府縣長官)ニ於テ發給セル第九號様式ニ依ル身分證明書ヲ所持スル者

(ロ) 現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍屬ニシテ制服ヲ着用スル者

(ハ) 現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍屬制服以外ノ略服ヲ着用スル者ニシテ陸軍ニ在リテハ第一〇號様式ニ依ル所屬隊長、海軍ニ在リテハ第一一號様式ニ依ル所屬隊長ノ發給スル身分證明書ヲ所持スル者

(ニ) 帝國政府發給ノ支那渡航旅券(臺灣籍民ニ對シ發給スル渡航證明書ヲ含ム)ヲ所持スル者

(ホ) 正規渡航者ノ同伴者ニシテ十五歳未滿ノ者

(ニ) 一時歸國中ノ在支邦人ニシテ在支帝國領事館發給ノ證明書ヲ所持スル者但シ一時歸國中ノ者再渡支前證明書ノ有効期間ヲ經過シタル者ヲ除ク

四、警察署長ハ渡支身分證明書發給ニ關シテハ手数料ヲ徵收セザルモノトス

五、警察署長渡支身分證明書下附ノ出願アリタルトキハ第一二號様式ニ依ル願書ヲ徵シ本人ノ身分、職業、渡航目的、期間、關係文書等ヲ調査シ左ノ通り取扱フベシ

(イ) 素性、經歷、平素ノ言動等不良ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲スノ虞アル者ニ對シテハ渡支身分證明書ヲ發給セザルコト

(ロ) 關係軍、官廳發給ニ係ル文書ヲ有スル者ニ關シ詐欺ノ方法ヲ以テ文書ノ交付ヲ受ケタル疑アリ又ハ身分關係ニ疑義アリ其ノ他特ニ阻止ヲ要スル場合ハ本省ニ稟議ノ上其ノ措置ヲ決スルコト

(ハ) 取扱要領一ノ(ロ)ニ該當スル者ニ對シ渡支身分證明書ヲ發給セントスルトキハ之ヲ證スルニ足ル資料等ヲ慎重精査ノ上決スルコト

(ニ) 渡航ヲ阻止シタル場合ハ克ク渡航制限ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

(ホ) 保釋中ノ者、刑ノ執行猶豫中ノ者、刑ノ執行停止中ノ者、假出獄中ノ者、其ノ他裁判(豫審又

ハ公判) 繫横中ニシテ身柄不拘束ノ者等渡支ヲ出願シタル場合ハ豫メ所轄検事局ト打合ノ上許  
否ヲ決定スルコト

(イ) 關係軍、官廳ニ於テ發給シタル證明書及其ノ他參考書類ハ許否決定ト同時ニ返戻スルコト

(ロ) 陸海軍省ノ許下ヲ受ケタル從軍者及興亞院又ハ外務省ノ渡支承認書ノ下附ヲ受ケタル者ニ對シ  
渡支身分證明書ノ發給ヲ拒否シタル下キハ速ニ其ノ理由ヲ附シ本省ニ報告スルコト

(ハ) 取扱要領ニ依ル第八號様式證明書所持者ニ對シ身分證明書ノ發給ヲ拒否シタル場合ハ之ヲ發  
給シタル國民職業指導所長ニ證明書ノ番號及氏名ヲ通報スルコト

(ニ) 左ニ該當スル者渡支セントスル場合ハ勞務調整令及同關係法令適用ノ有無ニ關シ調査ヲ爲スコ  
ト

(1) 年齢十四年以上六十年未滿ノ男子又ハ年齢十四年以上四十年未滿ノ女子タル技能者

(2) 國民學校初等科ヲ修了シ又ハ同校高等科ヲ修了若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニ  
シテ技能者タラザル者

(3) 年齢十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齢十四年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國  
民學校修了者タラザルモノ(一般青壯年)

(ウ) 取扱要領一ノイニ該當スル在支接客營業者ノ本邦ニ於テ雇入レタル婦女ニ對シ渡支身分證明書

ヲ與ヘントスル場合ハ各警察署毎ニ營業者ノ所持スル在支領事館警察署發給ノ證明書ニ其ノ發  
給セシ員數ヲ記入シ署印ヲ押捺スルコト

取扱要領一ノロ但書ニ該當スル配偶者ニ對シ渡支身分證明書ヲ與ヘントスル場合ハ婚姻ノ爲一  
時歸國シタル者ノ所持スル在支領事館警察署發給ノ證明書ニ配偶者ノ氏名、年齢ヲ記載シ署印  
ヲ押捺スルコト

(カ) 十五歳未滿ノ同伴者ハ之ヲ世帯主其ノ他ノ引卒者ノ渡支身分證明書ニ併記シ寫眞ハ之ヲ省略ス  
ルコト

(キ) 關係軍、官廳團體ニ對シ證明書ノ下附アリタルトキハ第一三號様式ニ依ル團體渡支身分證明書  
ヲ發給スルコト

(ク) 渡支身分證明書再下附ノ出願アリタル場合ハ彙ニ發給シタル警察署ニ願人ノ寫眞ヲ添附照會ノ  
上事實上相違ナキトキニ限り再下附ヲ爲スコト

(ケ) 一時歸國中ノ在支邦人ニシテ在支帝國領事館發給ノ證明書ヲ所持スル者再渡支前證明書ノ有效  
期間ヲ經過シタル爲證明ヲ出願シタルトキハ其ノ遅延ニ付正當ノ理由アル場合ニ限り居所又ハ  
出發港(航空機ノ出發地ヲ含ム)所轄警察署長ハ其ノ所持スル在支帝國領事館發給ノ證明書ニ  
奧書證明ヲ爲スコト

- 六、出發港又ハ航空機ノ出發地所轄警察署長ハ正規ノ手續ニ依ラズ又ハ一時歸國者ニシテ證明書ノ有効期間ヲ失シタル者ヲ發見シタルトキハ乗船又ハ塔乘ヲ阻止スルコト
- 證明書ノ發給手續ニ瑕疵アリト認メラルル場合ハ重大ナル支障ナキ限り之ヲ發給シタル關係方面ニ通報シ注意ヲ喚起スルニ止メ其ノ乗船又ハ塔乘ヲ阻止セザルコト
- 七、警察署長ノ發給セル渡支身分證明書ニ關シテハ第一四號様式ニ依リ毎月末日現在ヲ以テ調査シ翌月十日迄ニ本省ニ報告ノコト

第一號様式

渡支身分證明書

署 印
寫 眞

本籍  
現住  
職業

氏名  
生年月日

一、支那へ渡航ヲ必要トスル

目的  
理由  
期間

右證明書  
年月日

警察署長官 氏名 印

第二號様式

渡 恤 證 第 \_\_\_\_\_ 號 (又ハ〇〇第 \_\_\_\_\_ 號)

證 明 書

住 所 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

右者 \_\_\_\_\_ ノ目的ヲ以テ昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日出發向 \_\_\_\_\_

フ 日間ノ豫定ニテ \_\_\_\_\_

ニ旅行スルモノナルコトヲ證明ス

陸 軍 省 恤 兵 部 團

又ハ 海 軍 省 副 官 團

第三號様式

渡 支 事 由 證 明 願

一、渡支セントスル本人

本 籍 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

一、保 證 人

本 籍 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

一、渡支ヲ必要トスル事由

右之通相違無之事ヲ御證明被下度及御願候也

右 (本人又ハ保證人) 氏 名 \_\_\_\_\_

領事館警察(分)署長殿

右 證 明 ス \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

在 \_\_\_\_\_ 領事館警察(分)署長 氏 名 \_\_\_\_\_

第四號様式

身分證明書

本籍地

氏名

生年月日

右者ハ何部隊軍屬ニ採用セラレ赴任ノ爲渡支スルモノナルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

陸軍省軍務局軍務課長

印

第五號様式

身分證明書

一、海南島ニ於テ現地三省會議ノ指令ニ基ク業務ニ従事スル爲渡航

右證明ス

昭和 年 月 日

海軍省軍務局長

印

備考

一、本證明ヲ與亞院ニ持參シ與亞院ノ證印ヲ押捺セル文書ノ下附ヲ受ケ更ニ所轄警察

署長ノ身分證明書ノ發給ヲ受クルモノトス

一、本證明書ハ必ず海南島到着迄携行スルヲ要ス

第六號様式

渡航承認書

本籍

現住所

職業

一、渡航用務

一、用務地

一、期間

右ノ者渡航申出ノ處必要ナリト認メ茲ニ承認スルモノナリ

昭和 年 月 日

興亞院 印

第七號様式

米三普通第 號

年 月 日

警察署長 殿

外務省 印

氏 名

生 年 月 日

右者

爲支那 ( )

へ渡航スルニ付渡支身分證明書ヲ發給セラレタシ

第八號様式

第 八 號 證 明 書 住 居 所

右ハ勞務調整令ニ依リ當所ノ紹介(認可)ヲ受ケ左記ノ者ニ雇入レラレタル者ナルコトヲ證明ス

記

一 雇主ノ氏名

一 使用ノ場所ノ名稱及所在地

年 月 日

國民職業指導所長

國

參考

- (一) 本證明書ハ左ノ場合ニ於テ發給セラル
- (二) 技能者勞務調整令第四條ノ規定ニ依リ認可又ハ紹介ヲ受ケタル雇主又ハ被雇者ヨリ申請アリタル場合
- (三) 國民學校修了者同令第六條ニ依リ紹介又ハ同令施行規則第六條第一項第五號ニ依リ認可ヲ受ケタル雇主又ハ被雇者ヨリ申請アリタル場合
- (四) 一般青壯年同令第七條第一號ニ依リ紹介又ハ同令第三號ニ依リ認可ヲ受ケタル雇主又ハ被雇者ヨリ申請アリタル場合

第九號様式

身 分 證 明 書

官 職 氏 名

生 年 月 日

一、支那へ渡航ヲ必要トスル目的・用務

右 證 明 ス

年 月 日

(派遣官廳) 官 職 氏 名

第十號様式(陸軍省ノ分)

身分證明書

官 氏

名

年月日生

右ハ

ノ爲渡支スルモノナリ

右證明ス

昭和 年 月 日

所屬部隊長 氏

名 印

第十一號様式(海軍省ノ分)

身分證明書

官 氏

名

年月日生

右ハ

ノ爲渡支スルモノナリ

右證明ス

昭和 年 月 日

廳長 氏

名 印



第十二號樣式

寫 眞

渡支身分證明書下附願

- 一、本 籍
- 二、現 住 所
- 三、職 業
- 四、氏 名(及別名)

年 月 日 生

- 五、兵役關係
- 六、支那ニ渡航ヲ必要トスル目的理由
- 七、渡航ノ經路及行先地
- 八、期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
- 九、關係軍官廳發給證明書
- 一〇、支那ニ居住セシ事實

右之通り相違無之候條渡支身分證明書發給相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

警察署長 殿

右 氏

名 圖

第十三號樣式

團體渡支證明願

署印 引率責任者

寫 眞

本 籍  
現 住 所  
職 業

氏 年 月 日 生名

番 號	住 本 所 籍	職 業	藝 又 別 名	氏 名	年 齡

右一行 名獄問ノ目的ヲ以テ(外務省又ハ興亞院ノ承認ニヨリ)昭和年 月 日ヨリ向フ 日間ノ豫定ニテ 旅行スルモノナルニ付御證明被下度此段及願上候也

引率責任者

印

警察署長 殿

右 證明 ス 日

警察署長 印

渡支身分證明書發給調月分（ 月分）

廳府縣名

種別	地方別				計
	北支	中支	南支	奧支	
「官公吏其他ノ者					
×軍屬及軍雇傭人					
慰問旅行者					
家事用務者					
商取引者					
定住又ハ現地勤務者					
接客營業従事婦女					
取扱要領ノ一ノ(又)ニ該當スル者					
計					

備考

- (1) 「官公吏其他ノ者」中日係官吏又ハ招聘官吏ハ阿彌左側ニ朱書スルコト
  - (2) 「軍屬及軍雇傭人」欄ニハ渡支役軍屬又ハ雇傭人トシテ採用ノ見込ヲ以テ現地軍發給ニ係ル身分證明書ヲ所持シテ渡支スルモノヲ掲記シ現役若ハ召集中ノ軍人軍屬ハ之ヲ含マザルコト
  - (3) 「家事用務者」中取扱要領一ノ(四)該当者ハ阿彌左側ニ朱書スルコト
  - (4) 「支那ニ於ケル地方別」左ノ如シ
- |    |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|----|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 北支 | 河 | 江 | 中支 | 江 | 蘇 | 浙 | 察 | 哈 | 南支 | 蘇 | 浙 | 江 | 徽 | 遠 | 山 | 東 |
| 南支 | 廣 | 西 | 廣  | 西 | 廣 | 西 | 貴 | 州 | 建  | 安 | 四 | 湖 | 川 | 南 | 川 | 東 |
| 奧支 | 西 | 康 | 廣  | 海 | 西 | 廣 | 新 | 疆 | 寧  | 甘 | 肅 | 青 | 海 | 西 | 北 | 西 |